

令和6年分所得税及び
令和6年度分個人住民税の

定額減税 について



川口市

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の

定額減税 について

- 01 | 定額減税とは
- 02 | 通知の時期について (税額通知・調整給付通知)
- 03 | 税額通知の見かたについて (給与特別徴収・普通徴収)
- 04 | 推計所得税の見かたについて (源泉徴収票・確定申告書)
- 05 | 調整給付の条件について
- 06 | よくある質問

01 | 定額減税とは

住民税定額減税

令和6年度の住民税において

所得割が課税されている者に対して

(納税義務者本人 + 扶養合計人数) × 10,000円

の、減税を**住民税所得割額**から行う。

扶養合計人数

- ✓ 控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計
- ✓ 非居住者は減税対象人数には含まれない

01 | 定額減税とは

住民税定額減税スケジュール

【住民税】減税のスケジュール

給与特別徴収	6月	7月 減税	8月 減税	9月 減税	10月 減税	11月 減税	12月 減税	1月 減税	2月 減税	3月 減税	4月 減税	5月 減税
普通徴収	第1期 (7/1納期)		第2期 (9/2納期)			第3期 (10/31納期)			第4期 (1/31納期)			
	減税		引ききれない場合は、順次第2期、第3期、第4期を減税									
年金特別徴収	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
							減税		引ききれない場合は、順次12月、2月を減税			

定額減税対象外のかたは、上記スケジュールによらず、例年通り6月から給与特別徴収されます。
年金特別徴収、普通徴収についても、定額減税対象外のかたは、例年と変化ありません。

01 | 定額減税とは

所得税定額減税

令和6年中の所得税において

所得税が課税されている者に対して

(納税義務者本人 + 扶養合計人数) × 30,000円

の、減税を**所得税額**から行う。

扶養合計人数

- ✓ 同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計
- ✓ 非居住者は減税対象人数には含まれない

01 | 定額減税とは

調整給付

下記の条件に合致した場合に、調整給付金を支給

- (1) 令和6年度の住民税課税において減税を行った結果、住民税所得割から引ききれなかった分を、給付するもの。
- (2) 令和6年度の個人住民税課税資料から算出した、令和5年中の所得税額（令和6年中の所得税をみなし想定。以下「推計所得税額」とする）に対して減税を行った結果、引ききれなかった分を、給付するもの。

住民税	所得税	所得税減税	住民税減税	調整給付 (所得税)	調整給付 (住民税)
均等割非課税 均等割のみ	非課税	無	無	無	無
	課税	あり	無	あり※1	あり
均等割+所得割	非課税	無	あり	あり	あり※1
	課税	あり	あり	あり※1	あり※1
※1 ひききれない場合発生します。					

02 | 通知の時期について (税額通知・調整給付通知)

税額通知書 (普通徴収)

令和 年度 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書

通知書番号	
宛 名 番 号	



あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

口座振替の登録をされている方は、納期限の日に口座振替いたします。なお、全期前納をお申し込みの方は、第1期納期限の日に年税額を一括口座振替いたします。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額	所得割		均等割
円	円	円	円	市民税	円	円
				県民税	円	円
				合計	円	円
				森林環境税		円

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

森林環境税については、本通知書4ページ目の裏面をご確認ください

納付書裏面で納付場所を確認し、上記「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。

✓ 納税義務者 (課税者本人) あて

✓ 令和6年6月10日 (月) 発送

年金特別徴収のかたも、同じものが送付されます。

02 | 通知の時期について（税額通知・調整給付通知）

調整給付（低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち調整給付）

定額減税しきれないと見込まれるかたには
給付金（調整給付）が給付されます

定額減税の対象者のうち、所得税や住民税の額が定額減税可能な額を下回る（減税しきれない）方には、給付金（調整給付）が給付されます。給付対象者には8月以降に案内をお送りします。案内の送付前には、ご自身が給付対象者かなどの個別のお問い合わせにはお答えできません。給付金の申請方法などについては広報かわぐち8月号に掲載予定です。なお、給付対象者が5月31日（金）までにマイナンバーカードで公金受取口座の登録を済ませている場合には、申請手続不要で給付できるよう準備を進めています。

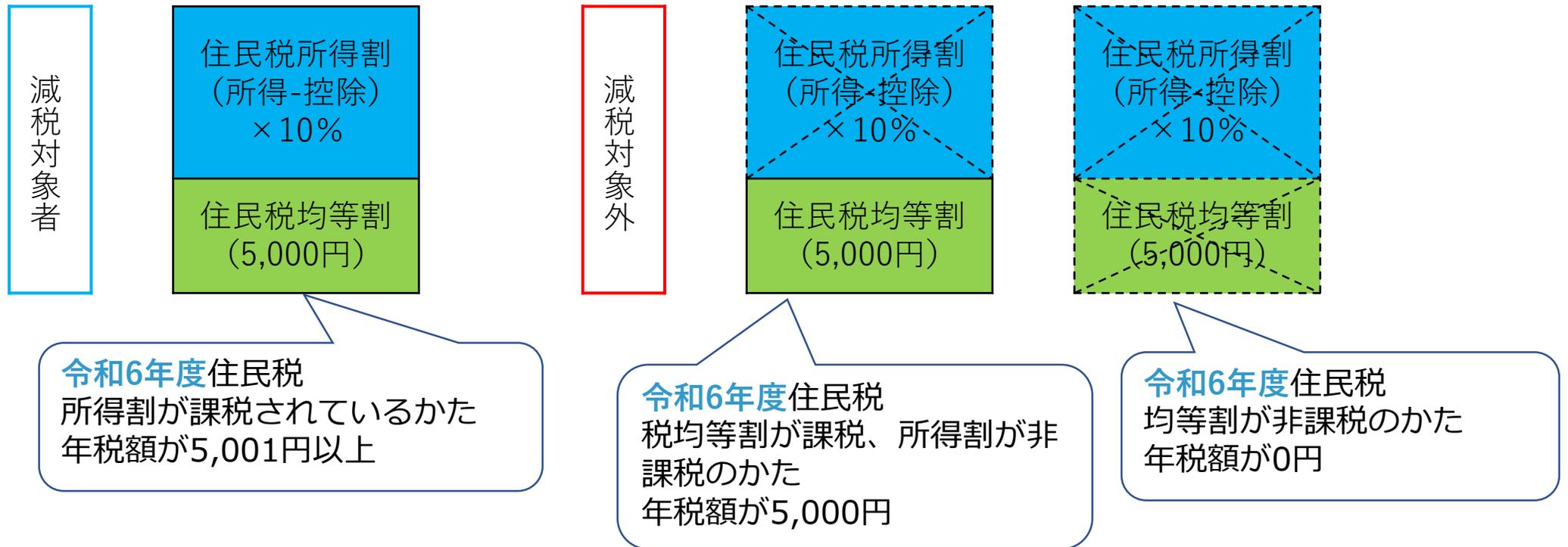
✓ **令和6年8月以降 発送予定**

発送時期は、広報かわぐち、川口市ホームページ等で決定次第お知らせ

03 | 税額通知の見かたについて（給与特別徴収・普通徴収）

減税対象者とは

所得1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下）のかた



03 | 税額通知の見かたについて (給与特別徴収・普通徴収)

税額決定通知書 (給与特別徴収)

※控除外額に金額がある場合は住民税所得割額から減税しきれない為調整給付金の対象です。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 農 業 動 当 給 与 譲 渡 一 時 雑 所得	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	控老 配配	課税標準	減税控除済額 999,999円 控除外額 999,999円

控老	扶養親族該当区分						
	特	同	老	16	そ	同	特
配配	定	老	人	歳	他	障	障
	①	②	③	④	⑤		

控老	扶養親族該当区分						
	特	同	老	16	そ	同	特
配配	定	老	人	歳	他	障	障
	1	1	1	1	1		

住民税減税額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{本人} + \text{減税対象扶養人数}) \times 10,000\text{円} \\
 &= (1 + 5) \times 10,000\text{円} \\
 &= \boxed{60,000\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{減税対象扶養人数} &= \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} \\
 &= 1 + 1 + 1 + 1 + 1 = \boxed{5\text{人}}
 \end{aligned}$$

03 | 税額通知の見かたについて (給与特別徴収・普通徴収)

税額決定通知書 (普通徴収) (4ページ)

① 所得割(減税前)		円	円	所得割から控除しきれなくなった配当割額控除額・株式等譲渡所得割譲渡所得	
② ★定額減税額		円	円		
③ 所得割り(減税後)		円	円		円
④ 均等割		円	円	⑥ 個人住民税減税控除外額	
⑤ 合計		円	円		円

- ① 定額減税前の所得割の金額
- ② 定額減税された金額 (個人住民税減税控除済額)
- ③ 定額減税後の所得割の金額
- ④ 均等割の金額 (定額減税は適用されません)
- ⑤ 定額減税後の合計税額
- ⑥ 定額減税しきれなかった金額

※控除外額に金額がある場合は住民税所得割額から減税しきれない為調整給付金の対象です。

控除区分	扶養親族該当区分								
	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養		特別障害		普通障害
					同居老親等	計	同居	計	
	①	②	③	④		⑤			

住民税減税額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{本人} + \text{減税対象扶養人数}) \times 10,000\text{円} \\
 &= (1 + 5) \times 10,000\text{円} \\
 &= 60,000\text{円}
 \end{aligned}
 \qquad
 \begin{aligned}
 \text{減税対象扶養人数} &= \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} \\
 &= 1 + 1 + 1 + 1 + 1 = 5\text{人}
 \end{aligned}$$

04 推計所得税額の見かたについて (源泉徴収票・確定申告書)

源泉徴収票 (給与所得) イメージ

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)	(役職名)	氏名 (フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)	
有	益有	特定	老人	その他	特別
○		1	2	1	3
①		②	③	④	⑤

源泉徴収税額		
内	千	円
	999	999

所得税が課税されているかた：所得税額が1円以上のかたが定額減税対象です。

所得税減税額

$$\begin{aligned}
 &= (\text{本人} + \text{減税対象扶養人数}) \times 30,000\text{円} \\
 &= (1 + 6) \times 30,000\text{円} \\
 &= 210,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	益有	特定	老人	その他	人	特別	その他	人
○		1	2	1	3			2
①		②	③	④	⑤			⑥

減税対象扶養人数 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ - ⑥ = 1 + 1 + 2 + 1 + 3 - 2 = 6 人

04 推計所得税額の見かたについて (源泉徴収票・確定申告書)

源泉徴収票 (年金源泉) イメージ

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	生年月日	個人番号
区分	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特別障害者 その他の障害者	一般 老人	特定 老人 その他	特別 その他
社会保険料の額			
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満扶養親族	
(フリガナ) 氏名 区分	(フリガナ) 氏名 区分	(フリガナ) 氏名 区分	
個人番号	個人番号	個人番号	
(摘要)			
支払者	法人番号	所在地	名称
			電話番号

源泉徴収税額			
	9	9	9
		千	
	9	9	9
			円

所得税が課税されているかた：
所得税額が1円以上のかたが定額減税対象です。

所得税減税額

$$= (\text{本人} + \text{減税対象扶養人数}) \times 30,000\text{円}$$

$$= (1 + 5) \times 30,000\text{円}$$

$$= 180,000\text{円}$$

減税対象扶養人数

$$= \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} - \textcircled{6}$$

$$= 1 + 1 + 1 + 2 + 1 - 1 = 5\text{人}$$

源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	非居住者である親族の数
一般	老人	特定	老人	その他		
①		②人	③人	④人	⑤人	⑥人

源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	非居住者である親族の数
一般	老人	特定	老人	その他		
○		1人	1人	2人	1人	1人

04 推計所得税額の見かたについて (源泉徴収票・確定申告書)

確定申告書イメージ

所得税及び復興特別所得税の額 (43+44) **45**

※所得税及び復興特別所得税の額が「1円以上の方」のみ、所得税減税対象です

所得税減税額
 = (本人 + 減税対象扶養人数) × 30,000円
 = (1 + 4) × 30,000円
 = 150,000円

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 FA2203

第一表 (令和五年分以降以降用)

収入金額等
 所得
 税
 算

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)

① 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者氏名		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調	同 別居	調整
被扶養者氏名			明・大昭・平・令	障 特障	国内 年調	16 別居	調整
被扶養者氏名			明・大昭・平・令	障 特障	国内 年調	16 別居	調整
被扶養者氏名			明・大昭・平・令	障 特障	国内 年調	16 別居	調整

減税対象扶養人数 = ① - ② = 5 - 1 = 4人

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 FA2203

第二表 (令和五年分以降以降用)

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類 収入金額 必要経費等 戻引金額 源泉徴収税額

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名 個人番号 続柄 生年月日 障害者 国外居住 住民税 その他

05 | 調整給付の条件について

定額減税可能額とは

令和6年分
所得税分 ▶

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

3万円 × 減税対象人数

※住宅ローン控除等により所得税が非課税の場合において、住民税所得割が課税されていれば、所得税分の減税可能額が全額給付されます。

令和6年度分
住民税(所得割)分 ▶

1万円 × 減税対象人数

※所得税が課税されていれば、住民税所得割非課税であっても、住民税分の減税可能額が全額給付されます。

05 | 調整給付の条件について 定額減税可能額の例



令和6年分
所得税分

$$3 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 12 \text{ 万円}$$

令和6年度分
住民税(所得割)分

$$1 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 4 \text{ 万円}$$

定額減税可能額の合計

16万円

05 | 調整給付の条件について

対象になる方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

減税仕切れない額

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

減税仕切れない額

(個人住民税分控除不足額)

定額減税しきれない額が発生する場合は給付の対象

05 | 調整給付の条件について (所得税あり、住民税所得割0円)

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

所得税定額減税可能額

(3万円×4人 = 120,000円)

$120,000 - 39,500 = 80,500$ 円

税額

39,500円

減税しきれない額 ①

(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

住民税定額減税可能額 ②

(1万円×4人 = 40,000円)

税額

0円

給付金額 =

①

+

②

①と②の合計額を1万円単位
で切り上げて給付

① + ② = 120,500円の場合、切り上げて130,000円を給付

05 | 調整給付の条件について (所得税0円、住民税所得割あり)

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

所得税定額減税可能額①

(3万円×4人 = 120,000円)

令和6年度分 住民税(所得割)

住民税定額減税可能額

(1万円×4人 = 40,000円)

40,000 - 15,000 = 25,000円

税額

15,000円

減税仕切れない額②

(住民税分控除不足額)

税額

0円

給付金額 =

①

+

②

①と②の合計額を1万円単位で切り上げて給付

① + ② = 145,000円の場合、切り上げて150,000円を給付

05 | 調整給付の条件について (所得税0円、住民税所得割0円)

対象にならない方

令和6年分 所得税

(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額

(3万円×減税対象人数)

税額

0円

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

(1万円×減税対象人数)

税額

0円

所得税0円かつ住民税所得割0円の場合は給付の対象外

05 | 調整給付の条件について（所得税あり、住民税所得割あり）

対象にならない方

令和6年分 所得税

（令和5年分所得税額による推計所得税額）

定額減税可能額

（3万円×減税対象人数）

税額

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額

（1万円×減税対象人数）

税額

定額減税しきれない額が発生しない場合は給付の対象外

06 | よくある質問

Q1 通知が来ないけど私は定額減税の対象ですか？

A1 均等割非課税の場合、税額通知は送付しておりません。その場合には住民税の定額減税は対象外です。

Q2 税額通知書の見方がわからない。どこを見れば減税額がわかるのか

A2 広報かわぐち5月号や、川口市ホームページでご確認ください。ホームページでは詳しい内容を記載した資料や簡単な説明動画をご用意してあります。

Q3 同じ年金収入なのに知り合いの人は減税されて自分はされないのはなぜか？

A3 同じような年金収入でも支給金額やその他の収入、扶養人数等により課税金額は異なります。

Q4 給与（年金）から所得税が引かれているがこれは減税されているのか？

A4 市役所では、給与や年金の支給時に源泉徴収される所得税については、わかりません。支払い元の会社（年金支給元）にご確認ください。

Q5 複数の場所から収入があるが、それぞれから減税されるのか？

A5 住民税は、年度内1つの自治体からのみ減税されます。給与や年金の支給時に源泉徴収される所得税に関しては、給与や年金の支給元、もしくは国税庁の定額減税特設サイトをご覧ください

06 | よくある質問

通知が来ないが、私は定額減税の対象ですか？

均等割非課税の場合、 税額通知は送付しておりません。その場合には**住民税の定額減税は対象外**です。

06 | よくある質問

税額通知書の見方がわからない。どこを見れば減税額がわかるのか

広報かわぐち5月号や、川口市ホームページで
ご確認ください。ホームページでは詳しい内容を
記載した資料や簡単な説明動画をご用意して
あります。

06 | よくある質問

同じ年金収入なのに知り合いの人は減税されて自分はされないのはなぜか？

同じような年金収入でも支給金額やその他の収入、扶養人数等により課税金額は異なります。

06 | よくある質問

給与（年金）から所得税が引かれているがこれは減税されているのか？

市役所では、給与や年金の支給時に源泉徴収される所得税については、わかりません。支払い元の会社（年金支給元）にご確認ください。

06 | よくある質問

複数の場所から収入があるが、それぞれから減税されるのか？

住民税は、年度内**1つの自治体から**のみ減税されます。給与や年金の支給時に**源泉徴収される**
所得税に関しては、**給与や年金の支給元、国税庁の定額減税特設サイト**をご覧ください